

RCEP協定の概要

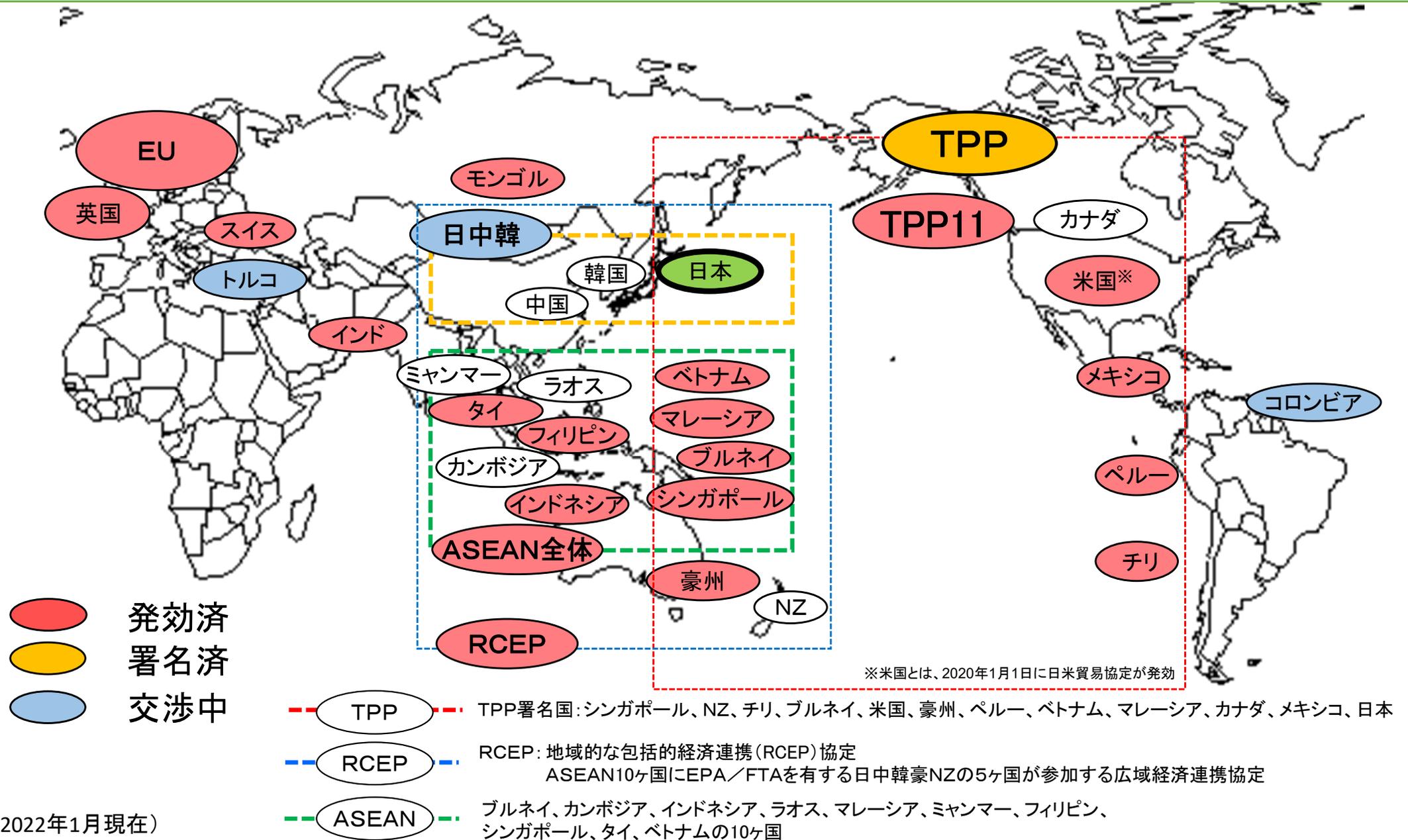
～RCEP協定を利用した日本産食品の輸出促進に向けて～

令和4年2月

農林水産省
MAFF

経済連携協定（EPA）等の現状

○世界のグローバル化が進み、1990年代以降、世界的にEPA・FTAの数は急速に増加。
 ○我が国が加盟するものとして、これまで21のEPA等が発効済・署名済。



(2022年1月現在)

RCEP協定の概要

○日本とASEAN、中国、韓国、豪州、NZの計15カ国が参加するメガEPA。2022年1月1日、日本を含む10カ国で発効。2月1日には、韓国でも発効。

○日本産農林水産物・食品の輸出額上位20カ国のうち10カ国がRCEP参加国

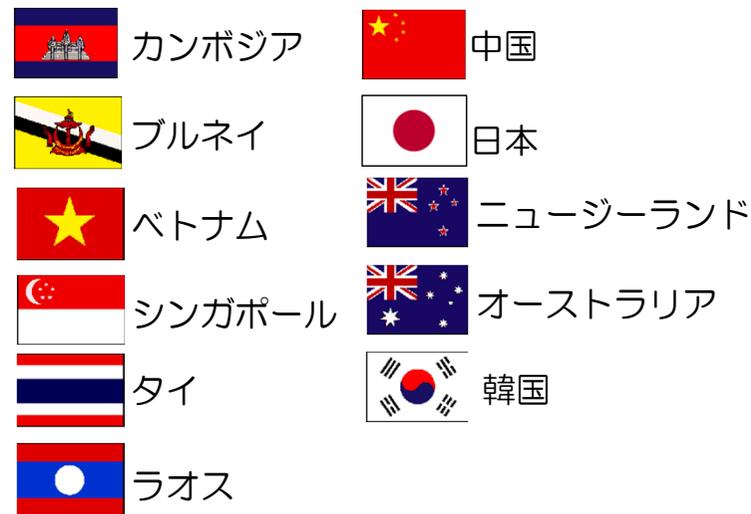
○主な輸出品目の多くについて、関税撤廃・削減を獲得

●農林水産物・食品の輸出額上位20カ国のうちRCEP参加国
下線あり…関税撤廃・削減を獲得した品目（一部で非撤廃のもの含む）

2020年の農林水産物・食品 輸出額上位20カ国+EU

順位	輸出先国	輸出額 (億円)	前年比 (%)	構成比 (%)	輸出額内訳 (億円)			主な輸出品目		
					農産物	林産物	水産物	1位	2位	3位
1	香港	2,060	+ 1.1	22.3	1,506	4	549	なまこ（調製）	アルコール飲料	たばこ
2	中華人民共和国	1,638	+ 6.6	17.8	1,149	176	313	アルコール飲料	ホタテ貝	丸太
3	アメリカ合衆国	1,188	▲ 4.0	12.9	909	41	238	アルコール飲料	ぶり	緑茶
4	台湾	976	+ 8.0	10.6	753	22	202	りんご	ソース混合調味料	アルコール飲料
5	ベトナム	534	+ 17.8	5.8	326	8	200	粉乳	さば	かつお・まぐろ類
6	大韓民国	411	▲ 18.1	4.5	246	33	132	ソース混合調味料	ホタテ貝	たい
7	タイ	401	+ 1.5	4.3	179	4	218	かつお・まぐろ類	豚の皮	いわし
8	シンガポール	295	▲ 3.5	3.2	250	2	43	アルコール飲料	牛肉	小麦粉
9	オーストラリア	164	▲ 5.6	1.8	149	0	15	清涼飲料水	アルコール飲料	ソース混合調味料
10	フィリピン	151	▲ 1.6	1.6	64	65	23	合板	さば	製材
11	オランダ	141	▲ 2.0	1.5	106	1	34	アルコール飲料	ホタテ貝	魚油（肝油除く）
12	マレーシア	122	+ 14.8	1.3	91	2	29	アルコール飲料	いわし	小麦粉
13	カナダ	109	▲ 0.9	1.2	86	0	23	アルコール飲料	ソース混合調味料	ごま油
14	カンボジア	106	▲ 2.5	1.1	102	1	3	牛肉	粉乳	鶏肉
15	インドネシア	78	+ 13.4	0.9	53	6	19	かつお・まぐろ類	観賞用魚	播種用の種等
16	フランス	77	▲ 2.5	0.8	71	1	4	アルコール飲料	醤油	果汁
17	ドイツ	74	+ 2.4	0.8	64	3	7	緑茶	ラリン	ソース混合調味料
18	ロシア	68	+ 87.9	0.7	59	1	8	インスタントコーヒー	アルコール飲料	菓子（米菓を除く）
19	英国	56	▲ 17.9	0.6	49	1	5	アルコール飲料	ソース混合調味料	醤油
20	アラブ首長国連邦	36	+ 3.1	0.4	30	2	4	清涼飲料水	牛肉	ソース混合調味料
-	EU	488	▲ 1.2	5.3	417	9	63	アルコール飲料	ソース混合調味料	緑茶
-	世界	9,217	+ 1.1	100.0	6,560	381	2,276	アルコール飲料	ソース混合調味料	清涼飲料水
-	少額貨物等	643	+ 8.7	-	-	-	-	-	-	-
-	世界（少額貨物等含む）	9,860	+ 1.5	-	-	-	-	-	-	-

●RCEP発効国（11カ国）



未発効国は、
国内手続完了の60日後に発効



RCEP協定のポイント：中国向け輸出におけるEPA利用機会の創出

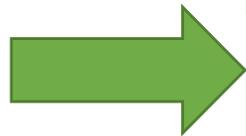
○2022年1月1日発効、輸出先第2位（2020年）の中国と結ぶ初めてのEPA

○関税撤廃を獲得した品目には、下記輸出上位品目があり、将来的に更なる輸出拡大が期待される。

2020年主要農林水産物輸出実績

下線あり…関税撤廃・削減を獲得した品目
(一部で非撤廃のもの含む)

1	<u>アルコール飲料</u>	173億円
2	<u>ホタテ貝</u>	146億円
3	<u>丸太</u>	130億円
4	<u>清涼飲料水</u>	98億円
5	<u>植木等</u>	66億円
6	<u>菓子（米菓を除く）</u>	51億円
7	<u>播種用の種等</u>	34億円
8	<u>練り製品</u>	22億円
9	<u>インスタントコーヒー</u>	21億円
10	<u>コーヒー</u>	20億円



具体的品目と関税率（例）

	関税率（MFN）	RCEP協定上のX年目の関税率
1 清酒	40%	0%（21年目）
1 焼酎	10%	0%（21年目）
1 ウイスキー※	5% (暫定税率)	4.5%（6年目）、0%（11年目）
2 ほたて貝（冷凍）※	10%	9.3%（7年目）、0%（21年目）
4 炭酸飲料等※	5%	4.8%（16年目）、0%（21年目）
5 バラ（種子除く）	15%	0%（11年目）
6 ビスケット※	10%	9.4%（6年目）、0%（16年目）
6 チョコレート	8%or10%	0%（11年目or16年目）
8 水産練り製品※	5%	4.4%（7年目）、0%（11年目）
9 インスタントコーヒー※	12%	11.7%（5年目）、0%（16年目）
10 コーヒー（煎ってカフェインを除いたもの）	15%	0%（11年目）
パックご飯※	10%	8.6%（15年目）、0%（21年目）
米菓※	10%	9.5%（11年目）、0%（21年目）
スープブロス（みそ汁等）※	12%	10.9%（3年目）、0%（11年目）
醤油※	12%	10.7%（13年目）、0%（21年目）
さば（生鮮・冷蔵）※	7%	6.5%（5年目）、0%（11年目）

※ RCEP交渉時のMFN税率と現在のMFN税率が異なるため、発効の数年後からRCEP関税率が現在の関税率を下回る品目（例：ほたて貝（冷凍）は7年目から）

RCEP協定のポイント：韓国向け輸出におけるEPA利用機会の創出

○2022年2月1日発効、輸出先第6位（2020年）の韓国と結ぶ初めてのEPA

○関税撤廃を獲得した品目には、下記輸出上位品目があり、将来的に更なる輸出拡大が期待される。

2020年主要農林水産物輸出実績

下線あり…関税撤廃・削減を獲得した品目
(一部で非撤廃のもの含む)

1	<u>ソース混合調味料</u>	35億円
2	<u>ホタテ貝</u>	32億円
3	<u>たい</u>	23億円
4	<u>アルコール飲料</u>	19億円
5	<u>ペットフード</u>	18億円
6	<u>丸太</u>	18億円
7	<u>スープブロス</u>	10億円
8	<u>播種用の種等</u>	10億円
9	<u>配合調製飼料</u>	9億円
10	<u>ほや</u>	8億円



具体的品目と関税率（例）

	関税率 (MFN)	RCEP協定上のX年目の関税率
1 マヨネーズ	8%	0% (10年目)
2 ホタテ貝 (乾燥・塩蔵・燻製)	20%	0% (10~15年目)
3 たいのフィレ (生鮮・冷蔵)	20%	0% (10年目)
4 清酒	15%	0% (15年目)
4 ワイン	15%	0% (10~15年目)
4 ウイスキー	20%	0% (10~15年目)
4 焼酎	30%	0% (20年目)
4 ビール	30%	0% (20年目)
5 犬猫用ペットフード	5%	0% (10年目)
7 スープブロス (魚)	30%	0%(10年目)
9 配合調製飼料 (魚用)	5%	0% (10年目)
9 配合調製飼料 (その他)	4.2%	0% (10年目)
10 ほや (冷凍・乾燥・塩蔵)	20%	0% (10~15年目)
キャンディー類	8%	0% (10年目)
板チョコレート	8%	0% (即時または10年目)
米菓	8%	0% (10年目)
アイスクリーム (氷菓含む)	8%	0% (10年目)

RCEP協定のポイント：ASEAN向け輸出におけるEPA利用機会の拡大

○2国間EPA、日ASEAN・EPA、CPTPPとは異なる新たなEPA

ORCEPという選択肢の追加によって、**ASEAN向け輸出において低い税率で輸出できる機会を拡大**

●日本とASEANとのEPA締結状況

	2国間EPA	日ASEAN EPA	CPTPP	RCEP
インドネシア	○	○		○*
カンボジア		○		○
シンガポール	○	○	○	○
タイ	○	○		○
フィリピン	○	○		○*
ブルネイ	○	○	○*	○
ベトナム	○	○	○	○
マレーシア	○	○	○*	○*
ミャンマー		○		○*
ラオス		○		○
<参考>				
中国				○
韓国				○
豪州	○		○	○
NZ			○	○

●カンボジア向け輸出の場合

	関税率 (MFN)	2022年 日ASEAN 関税率	2022年 RCEP 関税率	10年目 RCEP 関税率
豚肉（くず肉）	15.0%	10.0%	0.0%	0.0%
豚の皮（原皮）	7.0%	10.0%	0.0%	0.0%
メロン	7.0%	7.0%	7.0%	3.5%

●インドネシア向け輸出の場合 ※インドネシアのRCEP発効時期は未定（国内手続き中）

	関税率 (MFN)	2022年 日尼EPA 関税率	2022年 日ASEAN 関税率	2022年 RCEP 関税率 ※1	X年目 RCEP 関税率
牛肉	5.0%	対象外	対象外	無税又は 4.6%	15年目 0.0%
醤油	15.0%	対象外	対象外	4.5%	10年目 0.0%

●ラオス向け輸出の場合

	関税率 (MFN)	2022年 日ASEAN 関税率	2022年 RCEP 関税率	15年目 RCEP 関税率
みそ、醤油、ソース混合調味料等	10.0%	10.0%	9.0%	0.0%
おろしチーズ及び粉チーズ	5.0%	5.0%	無税又は 5.0%	0.0%

 **RCEPを利用すれば低い税率で輸出が可能!**

RCEP協定のポイント：ASEAN向け輸出におけるEPA利用機会の拡大②

- 2国間EPA、日ASEAN・EPA、CPTPPとは異なる新たなEPA
- 既存のEPAと関税率は同じでも、RCEPの強みを活かすことで、ASEAN向け輸出におけるEPA利用機会を拡大

☞RCEPでは、中国や韓国も参加しているため、中国産や韓国産の原材料を使ってもEPAの利用が可能

RCEPでは、ASEAN加盟国、中国、韓国、豪州、NZの材料を日本産材料とみなすことが可能（累積）。中国産や韓国産など既存のEPAでは日本産材料とみなされない材料もRCEPでは日本産材料とみなされるため、加工品を中心にEPAを利用できる可能性が拡大

	日タイ	日ASEAN	RCEP
累積可能な国数	2か国 (日本+タイ)	11か国 (日本+ASEAN)	15か国 (日本+ASEAN+ 中国+韓国+豪州+NZ)

●タイ向け輸出の場合

	関税率 (MFN)	2022年 日タイ 関税率	2022年 日ASEAN 関税率	2022年 RCEP 関税率
りんご	10.0%又は 3.0THB/kgの 高い方	0.0%	0.0%	0.0%
ぶどう	30.0%又は 15.0THB/kgの 高い方	0.0%	0.0%	0.0%
ソース混合調味料	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
豆腐入り 即席味噌汁	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%

☞RCEPでは、認定輸出者自己証明を使えば、自分で証明書の作成が可能のため、即日発給も可能

RCEPでは、日本商工会議所が原産地証明書を発給する第三者証明のほかに、経済産業省から認定を受けた輸出者が自ら原産地証明書を発給する認定輸出者自己証明を採用。既存のEPAでは、原産地証明書の取得に時間・費用を要していたが、RCEPでは自ら発給すればコストがかからない上、即日発給も可能なため、急な注文でもEPAの利用が可能。

	日タイ	日ASEAN	RCEP
証明方法	第三者証明	第三者証明	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者証明 ・認定輸出者自己証明 ・自己申告*

	第三者証明	認定輸出者自己証明
概要	日本商工会議所が 証明書を発給	経済産業省の認定を受けた 輸出者が証明書を発給
発給時間	最短翌日以降	即日発給可能
発給費用	基本料2000円 + 数量加算(1 産品500円)	無料 (認定時に登録免許税 9 万円が必要)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・日商が確認する安心感 ・発給に費用や時間がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・即日発給可能 ・発給費用無料(登録免許税が必要) ・日商の確認なし

※自己申告は、豪州とNZへ輸出する場合のみ利用可。

RCEP協定のポイント：輸出・投資拡大等に資するルール等の活用

○ 地域の貿易・投資等の促進に向けて市場アクセスを改善し、税関手続きや、知的財産、電子商取引等のルールを整備

☞ ルール分野での交渉の結果
幅広い分野においてルールが規定

ルールに関しては、物品の貿易、原産地規則、税関手続き及び貿易円滑化、知的財産、電子商取引等の幅広い分野を20章にて規定。

【活用が考えられる具体例】

○税関手続き及び貿易円滑化（第4章）
・貨物・物品の引取り
可能な限り、48時間以内貨物の通関（生鮮食品等の腐敗しやすい物品や急送貨物の場合は、6時間未満での貨物の引取り）を規定。

○物品貿易（第2章）
・製品の一次免税輸入
再輸出予定等の条件を満たす場合、輸入税の全額又は部分的免除を受けて持ち込むことが可能であることを規定。

☞ 物品以外の市場アクセス交渉の結果
サービス分野での約束

サービスに関しての各国の約束については、本協定上に規定することにより、日本企業の海外展開における法的安定性や予見可能性が高まることが期待される。

【活用が考えられる具体例】

○インドネシア：食品・飲料等の卸売サービスについては、RCEPにて外資出資比率51%までを約束。

○マレーシア：農産物等の卸売サービスについては、RCEPにて外資出資比率51%までを約束。



- ✓ EPAを利用したら関税が下がるの...？
- ✓ そもそも原産地規則ってなに...？
- ✓ 商品のHSコード、税率がわからない...
- ✓ どの協定を利用すれば一番お得なのか、わからない etc.

- ✓ 日本商工会議所での判定依頼がうまくいかない...
- ✓ 適切な書類を準備したのに、輸出先国の税関で特惠税率が認められず、MFN税率を支払わされた...

etc.



どんな些細な疑問にもお答えいたします。
わからないことや困っていること等がありましたら、
お気軽にepariousoudan@maff.go.jpにご連絡下さい。



EPA利用早わかりサイト
QRコード

又はEPAを利用するために必要な情報を簡単に入手できる「[EPA利用早わかりサイト](#)」をご覧ください。